

◆改善事例 新興機械株式会社に対する申入れ

事業者名：新興機械株式会社

事業内容：保育事業（保育施設名：岐阜モンテッソーリ・スクール）

申入対象：不返還条項，責任免除条項

対象条文：消契法8条1項2号，8条1項4号，9条1号，10条

申入開始日：2022（令和4）年8月23日

申入終了日：2023（令和5）年5月23日

	Cネット東海の主な申入れ内容	回答（結果）
1	<p>「一旦納入された諸費用の返金は理由の如何に関わらず返金されないものとする。」</p> <p>◆申入れ内容 上記の条項（本件不返還条項）について，消費者契約法9条1号，同法10条に適合するよう改めるか削除してください。</p> <p>◆申入れ理由 ① 本件不返還条項は，「解除に伴う損害賠償の額を予定し，又は違約金を定める条項」（消費者契約法9条1号）に該当するところ，保育役務が提供されるよりも前の時点において保育委託契約が解除された場合等には，「平均的な損害」は生じないといえますから，本件不返還条項は消費者契約法9条1号に違反し無効となります。</p> <p>② 保育委託契約が無効となる場合には，児童の保護者は，一度支払った入所金，保育料，費用等の返還を求めることができる（民法121条の2第1項）ものと解されるどころ，本件不返還条項は，民法の規定により認められているこの権利を特段の理由なく一方的に制約するものですので，消費者契約法10条に違反し無効となります。</p>	<p>削除された。</p>
2	<p>「私の子どもはGMSの管理下であり，事故が起きた場合，GMS及び監督責任者が善処することを理解し，加入している保険以上の責任を負わないことを承諾します。」</p> <p>◆申入れ内容 上記の条項（本件責任免除条項）について，消費者契約法8条1項2号・同4号に適合するよう改めるか削除してください。</p>	<p>以下の規定に修正された。</p> <p>「私の子どもはGMSの管理下であり，事故が起きた場合，GMS及び監督責任者が善処することを理解し，加入している保険以上の責任を負わないことを承諾します（但し，GMS，その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失により事故が起きた場合は除く。）。」</p>

<p>◆申入れ理由</p> <p>本件責任制限条項は、保育委託契約により生じる債務の不履行を原因とする損害賠償責任や、債務の履行に際してされた不法行為を原因とする損害賠償責任を、故意又は重過失によるものを除外することなく、一律に、事業者が加入している賠償責任保険によりてん補される損害額の限度に制限し、その余の責任を免除する趣旨のものと解されますので、消費者契約法8条1項2号・同4号に違反し、無効となります。</p>	
---	--